



確定申告

申告相談が始まります

市県民税・所得税の申告と納税は正しくお早めに

2月9日(火)～
3月15日(月)
土曜・日曜を除く

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告相談は、2月9日(火)から3月15日(月)まで、各町域、行政区ごとに実施します。申告日程は、各世帯に配布されている「申告相談について(ご案内)」で確認してください。

申告が必要な人

平成22年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人が対象となります。
①平成21年中に所得のあった人(公的年金を受給している人を含む)。
また、給与所得者については、次に該当する人が対象となります。
◎勤務先から給与支払報告書が提出されていない人

◎勤務先で給与の年末調整がされなかった人
◎給与所得のほかに農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった人は、申告書の提出のみならず、附表を提出すること、申告したことになります。
◎収入がまったくなかった人(他市町村にいる家族の扶養になつていたりなど)
◎収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみの人
◎収入が国民年金のみの人
※申告書附表は「申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場または各総合支所地域生活課に3月15日

日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場1日間の日曜日の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも午前8時30分から、午前10時30分までとなりますので注意してください。
日程は申告会場ごとに異なります。「申告相談について(ご案内)」にある日程表で確認してください。
【問い合わせ】
総務部税務課市民税係
☎0220(22)2163

申告相談時に必要なもの

- 農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類)
- 収支を記載した関係帳簿、領収書など
- 各種農業関係補助金などの証明書
- 農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
- 自家消費の農産物(米、野菜)の数量・金額
- 農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
- 肉用牛を販売したときは、出荷一覧書・売却証明書と経費が分かる書類
- 税務署から確定申告用紙が送付されている場合は、その申告用紙

※申告待ち時間の短縮のため、事業所得や不動産所得などの各種経費、医療費などは事前に計算し、領収書を持参してください。

申告に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
- 事業所得者(営業、農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など
- 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票原本
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
- 社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書、証明書(国民年金の場合、社会保険庁または日本年金機構からの控除証明書が必要)
- 障害者認定されている人で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳
- 要介護認定されている人で障害者控除を受けるときは「障害者控除対象者認定書」
- 生命保険料控除、地震保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書
- 住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書・住宅借入金の年末残高証明書・源泉徴収票(給与所得の人)
- その他、収入と経費が分かる書類

市県民税・所得税の申告をお忘れなく

連載 第7回

自分らしく登米らしく 男女が輝くまちづくり

今月号では、昨年11月号で紹介した中間支援組織検討委員会のその後の検討内容と、性別にかかわらず能力を発揮できる社会の構築に向けて開催された「話し方スキルアップ講座」、「第3回男女共同参画条例策定委員会」などの内容について紹介します。

「登米市型」の 市民活動の拠点づくり 中間支援組織の設立に 向けて意見を出し合う

市では、協働のまちづくりにかせない「NPO組織」や「市民活動団体」を支援するため、活動の拠点づくりやコーディネート役となる「中間支援組織」の設立に向けた検討委員会を開催しています。

検討委員会では、グループ討議などを通じ、市民活動を活発にするための拠点施設や支援の仕組みについて、自由に意見を出し合い、会議回数が見えない分は自主的な検討委員会が開催されるなど、熱心な議論が交わされています。

登米市の 市民活動を現地調査

11月18日に開催された第3

回検討委員会において、「登米市の市民活動はコミュニティ組織やボランティア団体NPOといった、まちづくり団体にかかわるものが大きい」との意見が出されたことから、その実情を把握するため、委員自らによる現地調査が計画されました。

この現地調査は、12月8日に実施され、社会福祉協議会やNPO団体、コミュニティ組織の代表者からそれぞれの活動の特色や問題などについて聞き取りを行いました。現地調査に引き続き開催された第4回検討委員会では、聞き取り調査の内容を整理し、登米市の市民活動の実態に合った活動の拠点づくりや中間支援組織の機能や役割について検討を行いました。

今年度の検討結果をまとめた中間報告については、年度末に市長に提出する予定です。

男女が互いに認め合い 共生するまち

女性リーダーの 育成を目指して

女性の地域参加を進めることなどを目的に「信頼される話し方スキルアップ講座」が内閣府との共催事業として開催されました。

講師には、フリーアナウンサーの志伯暁子(あきこ)さんを迎え、「信頼される話し方のスキルアップ」および「スピーチ脳を鍛えるトレーニング」と題し、良好な人間関係を築くあいさつの仕方や、相手に分かりやすく伝える演習など、実践的な内容で行われました。



楽しみながら「話し方」について学びました

参加者からは「どんな書籍よりも大変勉強になった」、

「託児付きの講座だったので安心して学べた」などの声が聞かれました。



託児サービスがあるので安心して受講できました

実効性のある男女共同 参画条例制定へ向けて

昨年12月10日、第3回登米市男女共同参画条例策定委員会が開催されました。

委員会では、浅野教授による「実効性ある男女共同参画条例のために」をテーマとした講話の後、分科会ごとに分かれ「条例の目指す方向性」について意見を交わしました。

【浅野教授の講話から】
市における男女共同参画のキーワードは人権・協働・次世代の担い手づくりではないか。性別にとらわれず市民すべての人権が確保され、安心して暮らせる登米



課題や今後の方向性について協議した分科会

市をつくる必要がある。実効性のある条例制定の重点項目としては、介護虐待や児童虐待、DVなど、あらゆる暴力がない登米市をつくること挙げられる。
【分科会での意見】
・次世代が住み続けたいと思えるまちづくりが大切。
・企業などと協力して働きやすい体制の整備が必要。
・高齢者や子育て環境の整備が必要。
・能力を生かせる社会の形成のためには、「思いやり」を基本とした意識改革が必要。
・条例を制定して終わりではなく、常に新しい情報を発信していく必要がある。

【問い合わせ】

企画部市民活動支援課
☎0220(22)2173